

## 青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

福祉部が所管する「福祉館」は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内11箇所に設置している。

現在、老朽化対策として改築中の滝内福祉館の建替え工事が、令和6年7月末に完了する予定であり、貸出施設についてこれまでの和室に代わり集会室・多目的室を設置することに伴い、新たに使用料の額を定めることが必要であることから、所要の改正をしようとするものである。

### 2 福祉館改築の概要

滝内福祉館（青森市大字三内字稲元122番地1）

令和4年度 設計、旧施設解体

令和5年度～令和6年度 改築工事（完了予定日：令和6年7月31日）

令和6年8月末 供用開始予定

### 3 改正の概要

条例別表（第7条関係）中、滝内福祉館の使用場所、面積及び使用料の金額を以下のとおり改定する。

使用場所		区分	面積	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)	全日 (円)
滝内	和室		73.71㎡ (45畳)	640	1,520	1,900	3,430



使用場所		区分	面積	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)	全日 (円)
滝内	集会室・多目的室A		43.47㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室B		43.47㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室C		49.27㎡	500	1,150	1,520	2,660

### 4 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

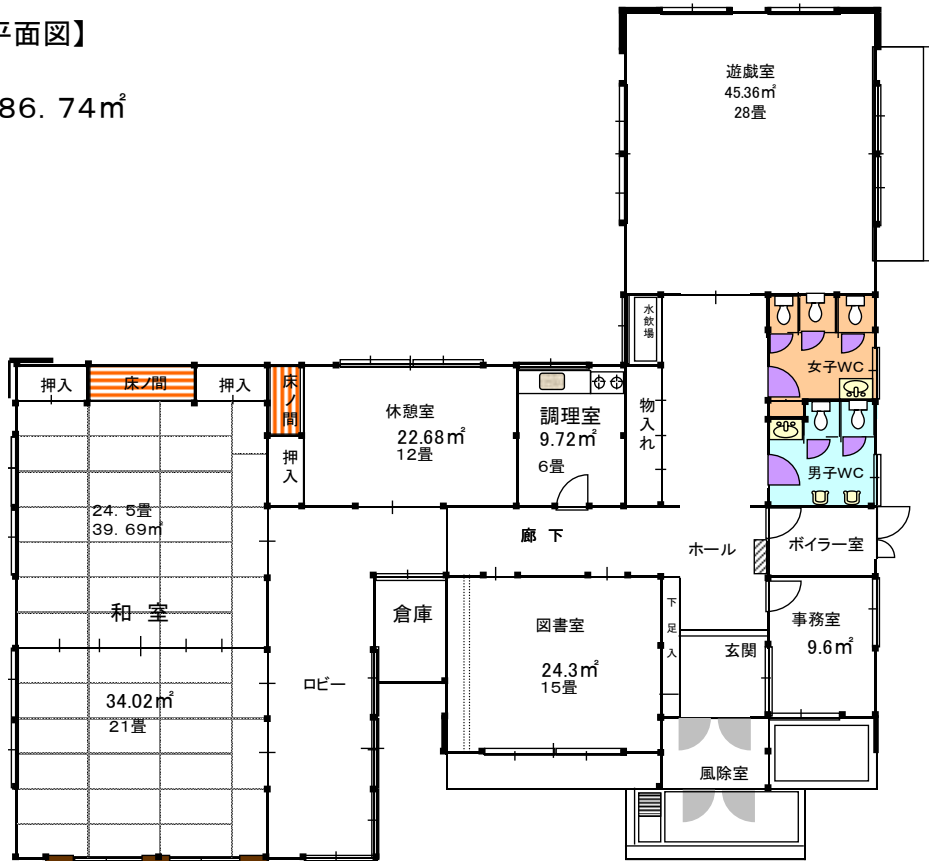
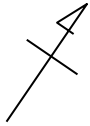
(参考) これまで改築した福祉館の使用料

使用場所		区分	面積	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)	全日 (円)
幸畑 (R4.3)	集会室・多目的室A		42.62㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室B		42.62㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室C		52.17㎡	500	1,150	1,520	2,660
ほろがけ (R4.4)	集会室・多目的室A		66.24㎡	640	1,520	1,900	3,430
	集会室・多目的室B		66.24㎡	640	1,520	1,900	3,430
	集会室・多目的室C		57.96㎡	500	1,150	1,520	2,660
片岡 (R5.4)	集会室・多目的室A		45.75㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室B		42.23㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室C		45.75㎡	500	1,150	1,520	2,660

### 滝内福祉館 新旧施設平面図

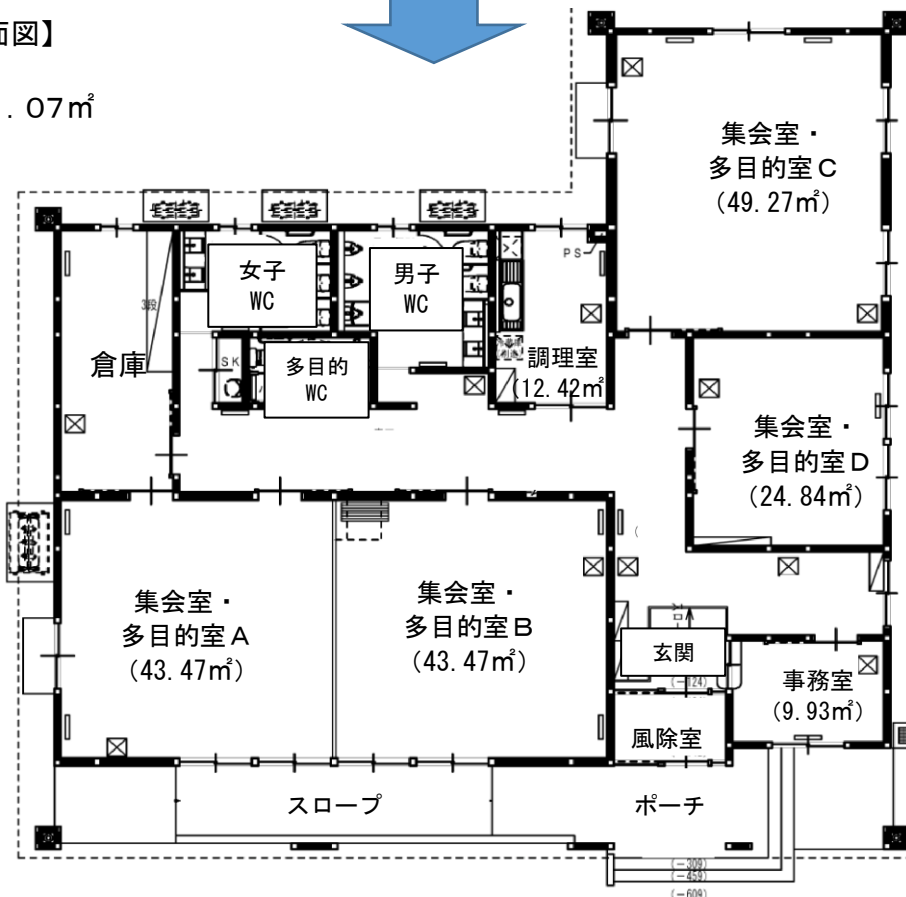
【旧施設平面図】

延床面積 286.74㎡



【新施設平面図】

延床面積 291.07㎡



青森市福祉館条例（平成十七年条例第百三十二号）の一部改正【別表関係】

新旧対照表

改正後						改正前					
○青森市福祉館条例 平成十七年四月一日 条例第百三十二号 別表（第7条関係） 使用料						○青森市福祉館条例 平成十七年四月一日 条例第百三十二号 別表（第7条関係） 使用料					
区分 使用場所	面積	午前	午後	夜間	全日	区分 使用場所	面積	午前	午後	夜間	全日
		10時～12時	1時～5時	6時～10時	午前10時～午後10時			10時～12時	1時～5時	6時～10時	午前10時～午後10時
佃和室	86.12m <sup>2</sup> (52畳)	円 760	円 1,780	円 2,150	円 3,940	佃和室	86.12m <sup>2</sup> (52畳)	円 760	円 1,780	円 2,150	円 3,940
造和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820	造和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820
幸畑集会室・多目的室A	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	幸畑集会室・多目的室A	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室B	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室・多目的室B	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室C	52.17m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室・多目的室C	52.17m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
片岡集会室・多目的室A	45.75m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	片岡集会室・多目的室A	45.75m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室B	42.23m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室・多目的室B	42.23m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室C	45.75m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室・多目的室C	45.75m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
滝内集会室・多目的室A	<b>43.47m<sup>2</sup></b>	<b>500</b>	<b>1,150</b>	<b>1,520</b>	<b>2,660</b>	滝内和室	<b>73.71m<sup>2</sup></b> <b>(45畳)</b>	<b>640</b>	<b>1,520</b>	<b>1,900</b>	<b>3,430</b>
集会室・多目的室B	<b>43.47m<sup>2</sup></b>	<b>500</b>	<b>1,150</b>	<b>1,520</b>	<b>2,660</b>						
集会室・多目的室C	<b>49.27m<sup>2</sup></b>	<b>500</b>	<b>1,150</b>	<b>1,520</b>	<b>2,660</b>						
ほろがけ集会室・多目的室A	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430	ほろがけ集会室・多目的室A	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430
集会室・多目的室B	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430	ほろがけ集会室・多目的室B	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430
集会室	57.96m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室	57.96m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660

改正後							改正前							
	多目的室C							多目的室C						
浪	和室	73.35m <sup>2</sup> (45.5畳)	640	1,520	1,900	3,430	浪	和室	73.35m <sup>2</sup> (45.5畳)	640	1,520	1,900	3,430	
館							館							
桜	和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820	桜	和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820	
川							川							
篠	和室	100.84m <sup>2</sup> (56畳)	890	2,030	2,540	4,700	篠	和室	100.84m <sup>2</sup> (56畳)	890	2,030	2,540	4,700	
田							田							
久	和室	84.24m <sup>2</sup> (52畳)	640	1,640	2,150	3,940	久	和室	84.24m <sup>2</sup> (52畳)	640	1,640	2,150	3,940	
須							須							
志							志							
浜	和室	91.53m <sup>2</sup> (55畳)	760	1,900	2,290	4,190	浜	和室	91.53m <sup>2</sup> (55畳)	760	1,900	2,290	4,190	
田							田							
備考							備考							
1 暖房を使用する期間（原則として11月から4月まで）の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。							1 暖房を使用する期間（原則として11月から4月まで）の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。							
2 和室を区切って使用する場合は、規定使用料の1/2に相当する額とする。							2 和室を区切って使用する場合は、規定使用料の1/2に相当する額とする。							
3 1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てた額とする。							3 1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てた額とする。							